

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告代理人手代木隆吉、同岡田介一の上告理由の冒頭の論旨について。

再開申請の許否は裁判所の裁量に属するものであり、その申請を容れなかつたことにより何らの違法もきたさないから（昭和二三年（オ）第七号昭和二三年四月一七日第二小法廷判決、民集二巻四号一〇四頁参照）、所論は採用するに足らない。

同第一について。

所論は、原判決に拳証責任分配の法則適用の違背があるというが、その言わんとするところ、原審の釈明権不行使の違法にあると見られるが、記録に徴し、原審に所論違法はなく、所論の実質はひつきょう、原審の専権たる証拠の取捨判断、事実の認定を非難するに帰着し、採用できない。

同第二について。

所論指摘の点の原審認定は、拳示の証拠関係に照して肯認できる。所論は原判決の論理法則、経験法則の違背をいい、理由不備ないし理由そごをいうが、右原審の認定に關しその専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を云々するにすぎず、採用できない。また、証拠の排斥については、その理由を一々具体的に判示することを要しないことは、当裁判所の判例（昭和三〇年（オ）第八五一号同三二年六月一日第三小法廷判決、民集一一巻六号一〇三〇頁参照）であり、所論拳示の判例は本件に適切でないから、右論旨も採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	山	田	作	之 助
裁判官	草	鹿	浅	之 介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外